

令和元年第7回東京都北区教育委員会臨時会

会議月日	令和元年8月23日(金)午後1時30分		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	教 育 長	清 正 浩 靖	委 員 加 藤 和 宣
	委 員	檜 垣 昌 子	委 員 渡 辺 敦 子
	委 員	本 間 正 江	委 員 名 島 啓 太
事務局職員	教育振興部長	教育政策課長 (東京オリンピック・パラリンピック教育調整担当副参事)	
	学校改築施設管理課長	学校支援課長	
	生涯学習・学校地域連携課長	教育指導課長	
	教育総合相談センター所長	飛鳥山博物館長	
	中央図書館長	教育環境調整担当部長	
	学校適正配置担当課長	子ども未来部長	
	子ども未来課長	子ども環境応援担当課長	
	子どもわくわく課長	保育課長	
	子ども家庭支援センター所長	児童相談所開設準備担当副参事	

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提 案 内 容	結果
1	35号	令和元年度東京都北区一般会計補正予算(第2号)に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について	承認
2	36号	幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について	承認

日程	報告事項	報 告 内 容	結果
3	59号	都交通局との物損事故に関する和解	了承
4	60号	王子北保育園の漏水事故の和解について	了承
5	61号	後納郵便利用料金(平成31年4月分)支払期限超過に伴う対応について(遅延利息)	了承
6	62号	後援・共催事業に関する報告	了承

令和元年第7回東京都北区教育委員会臨時会会議録

令和元年8月23日(金) 13:30

清正教育長

それでは、出席委員が定足数に達していますので、会議は成立しています。これより、令和元年第7回北区教育委員会臨時会を開会いたします。

日程第1、第35号議案「令和元年度東京都北区一般会計補正予算(第2号)に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取について」を議題に供します。

事務局から説明をお願いいたします。

教育政策課長

教育長

清正教育長

教育政策課長

教育政策課長

それでは、第35号議案でございます。一般会計補正予算(第2号)に係ります意見聴取についての議案でございます。

議案書1枚おめくりをお願いいたします。第3回北区議会定例会に提出する議案作成のため、区長から教育委員会宛意見を求める依頼文でございます。

もう1枚おめくりをお願いいたします。この3ページからが補正予算第2号の議案書となっております。

さらに1枚おめくりをお願いいたします。5ページでございます。補正予算の内容でございます。第1表歳入歳出予算補正でございます。教育委員会に関する部分の歳入歳出予算補正となっております。教育振興部と子ども未来部の予算が合算されてございます。

初めに、歳出のほうから、下の表でございます。

3款福祉費、4項児童福祉費、表の右から2列目が補正額となります。5億9,288万1,000円の増額でございます。その下が、8款教育費、お示しのとおり1項、2項、5項とございます。合計差引1億7,231万4,000円の減額でございます。歳出合計の補正額でございますけれども、4億2,056万7,000円の増額となっております。

次に歳入、上の表でございます。お示しのとおり13款から21款まで、歳入の補正額の合計額差引で9,837万9,000円の減額でございます。

裏面でございます。6ページでございます。第2表債務負担行為の補正でございます。予算につきまして、ご案内のとおり単年度主義が原則でございますけれども、複数年にわたる業務委託、あるいは大規模な工事等の契約につきまして、あらかじめ定められた期限及び限度額の範囲で前もって議会の了承を得ることによりまして、予算執行できることとなっております。今回お示しの8事業につきまして、債務負担行為の補正をお願いするものでございます。

表でございます。上から四つ目まで、保育園と児童館の運営費でございます。指定管

理者の指定期間、複数年にわたるため、設定をするものでございます。

上から五つ目でございます。滝野川北保育園の改修工事でございますけれども、大規模改修工事にかかわります実施設計、これが完了いたしました。その完了に伴います工事費の計上でございます。これが2カ年にわたる工事となるため、お示しのとおり設定をするものでございます。

その下でございます。下から三つ目、小中一貫校の基本設計及び実施設計業務委託でございます。こちらにつきましては、基本設計の内容の一部を修正いたしまして、開校予定年次、これを令和6年春に延伸するというに伴いまして、設計業務が来年度にかけまして2カ年にわたるということになったことから、今年度計上済みの予算額を減額いたしまして、令和2年度に債務負担行為を新たに設定するというものでございます。

その下、神谷中学校のプール及び武道場等の解体工事につきまして、これも施設一体型小中一貫校の関係でございますけれども、解体スケジュールの変更に伴いまして、令和2年度にかけて2カ年にわたることとなったため、新たに債務負担行為を設定するものでございます。

一番下、学校給食費無償化システム開発業務委託につきましては、学校給食費の無償化、これに向けまして、対象者の抽出、あるいは補助金支払いのためのシステムの構築、これを2カ年にわたり行うため、新規に債務負担行為を設定するものでございます。

補正予算の詳細につきまして、次の資料をお願いいたします。第35号議案参考資料①と左肩に記載をしているものでございます。

補正予算につきましては、教育振興部にかかわるところ、まず私から説明をさせていただきます。歳出の下の表からご説明をいたします。第1項の教育総務費、教育指導費の文化体育等行事費、114万8,000円の増額でございます。

学校における働き方改革の一環といたしまして、中学校における部活動の外部指導員につきまして、当補助金を活用して新たに配置するものでございまして、今年度2校でモデル導入を予定してございます。このための外部指導員の報酬といたしまして、合計100万円、旅費といたしまして、14万余を計上するものでございまして、こちらの歳入につきましては、上の表のとおり当補助金といたしまして、42万6,000円の増額を計上するというものでございます。

義務教育学校施設建設費の学校改築事業費、2億616万2,000円の減額でございます。神谷中サブファミリー施設一体型小中一貫校にかかわる経費につきまして、先ほどの説明のとおり、工期が延伸になったことに伴いまして、今年度の経費を減額するものでございます。基本設計・実施設計費でございます、1億8,300万円から3,000万円へ1億5,300万円の減額。プールと武道場の解体工事、当初計上額8,846万2,000円から3,530万円となったことに伴いまして、5,316万2,000円の減額補正を行うものでございます。

第2項小学校費でございます。職員給与費につきましては、前年からの職員数減による補正でございます。学校管理費の学校施設整備費、2,642万5,000円の増額でございます。児童数の増加によりまして、学級数の増加が見込まれます王子小学校ほ

か3校でございます。こちらにつきまして、教育環境の確保に向けた対応のための検討調査委託費用といたしまして、1,842万5,000円を計上するものでございます。

その下でございます。令和3年度に荒川小学校と十条台小学校の統合が決定してございます。統合後の現荒川小学校における普通教室の増設等の改修工事に向けた実施設計委託費といたしまして、800万円を計上するものでございます。

続きまして、子ども未来部に関する補正予算につきまして、子ども未来課長から説明をいたします。

子ども未来
課長

教育長

清正教育長

子ども未来課長

子ども未来
課長

続きまして、私のほうから子ども未来部関連の補正予算についてご説明をします。恐縮ですが、次の資料35号議案の参考資料②をごらんください。

なお、説明につきましては、主なもの、そして職員給与費、あるいは国等への補助金の精算等につきましては、説明を省略させていただきます。

初めに、恐縮ですが、裏面の歳出からお願いをいたします。

第3款福祉費です。第4項児童福祉費、補正総額は5億9,200万円余となっております。

まず、初めに児童福祉総務費です。(2)認証保育所等保育料補助費です。認証保育所に通所する児童の保護者に対する保育料を補助する経費でございまして、認証保育所の利用者数が当初の想定よりも多かったこと、また、東京都によります多子世帯の補助制度の導入などの影響を踏まえ、今回増額補正予算を計上しているところでございます。

その下の児童保育費の(1)認証保育所等補助費は、利用者数が当初の想定を上回ること、また、運営費の補助単価につきましても、こちらも当初の想定を上回る上昇が見込まれることにより増額補正をさせていただくものでございます。

次に、児童福祉施設建設費につきましてです。(1)保育所改修費では、現在閉館しております滝野川北児童館等を改修しまして、滝野川北保育園本園を拡張するための実施設計を行っているところでございますけれども、工事の詳細が固まったため工事費を計上させていただくものでございます。先ほど、債務負担行為でご説明しましたように、工事が2カ年にわたるため合わせて債務負担行為補正を行うものです。

その下(2)学童クラブ整備費、こちらにつきましては、学童クラブの待機児童の解消を図るため、令和2年度に向けまして施設整備等の費用を6カ所分計上させていただくものでございます。

下の第8款教育費でございます。第5項幼稚園費、(1)私立幼稚園幼児教育振興費でございます。幼児教育・保育の無償化に伴いまして、私立幼稚園に通園している児童の保護者のうち、年収360万円未満の世帯及び多子世帯に対しまして、給食費相当額

を補助する経費を計上させていただくものでございます。

歳出については以上です。表面にお戻りいただきまして、1ページの歳入をお願いします。

歳入につきましては、今ご説明しました歳出予算で計上した経費に対する補助金等の増減が中心となっているところでございます。

初めに、第13款分担金及び負担金でございます。こちら第1項負担金につきましては保育園自己負担金及び(2)の保育委託自己負担金でございます。いずれも東京都の制度であります多子世帯に対する補助制度、こちらにつきましては、子どもの人数のカウント、これにつきましては、未就学児童の人数でカウントしていたものを、年齢制限を撤廃して計算をする、カウントとすることになりまして、補助対象が拡大することなどにより支援が拡充されます。それに伴いまして、保護者のご負担金が減ることによります減額補正でございます。(1)が公立保育園分、(2)が私立保育園分となっております。

次、第15款の国庫支出金でございます。第2項国庫補助金、こちらにつきましては(1)子ども・子育て支援交付金、こちらは幼児教育・保育の無償化に伴いまして、私立幼稚園に通園する保護者に対しまして実施します給食費相当額の補助のうち、副食費相当額に対する国庫補助金を計上するものでございます。合わせまして学童クラブの待機児解消のための開設経費に伴う補助金を計上させていただくものでございます。

第16款都支出金でございます。第2項都補助金、(2)子ども家庭支援包括補助事業費でございます。こちらにつきましては、学童クラブ増設に伴います学校110番の設置に伴う補助金の計上、そして、(1)に戻りまして、委託保育実施費につきましては、大きく二つの影響がございます。増減説明にありますように、一つは、先ほど歳出あるいは分担金及び負担金で説明をさせていただきました認証保育所へ通所する児童の見込み数が想定よりも増えたこと。また、東京都によりますと多子世帯に対する支援の拡充策であります認証保育所の分703万8,000円分を計上させていただいております。

二つ目は、東京都の認可保育園に対する多子世帯支援の拡充についての補助金を計上させていただいております4,781万円分でございます。

そして(3)子ども・子育て支援交付金は、先ほどご説明しました国庫補助金の東京都分の補助金を計上させていただいているものでございます。

最後に、第17款財産収入でございます。こちらの第1項財産運用収入、(1)土地貸付料につきましては、認可保育所開設事業者に対しまして、令和元年12月から旧赤羽中学校の土地の貸しつけを行うことによりまして歳入を計上させていただいております。

説明は以上でございます。

清正教育長

説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 ありがとうございます。それでは、特に反対意見はないようですので、本件につきまして
しては意見なしとすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長 ご異議ないと認め、本件は異議なしとすることに決定させていただきます。
次に日程第2、第36号議案「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条
例の一部を改正する条例等に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の
規定に基づく意見聴取について」を議題に供します。
事務局から説明をお願いいたします。

教育指導課
長 教育長

清正教育長 教育指導課長

教育指導課
長 それでは、第36号議案についてご説明をいたします。
まず、表紙を1枚おめくりいただきまして、1ページをごらんください。
第3回東京都北区議会定例会に提出する議案につきましての意見聴取に関する議案で
ございます。8件の条例及び3件の指定管理者の指定です。合計11件につきまして、
教育委員会の意見を求めるものです。順次、所管の理事者からご説明させていただきます。

まず、私、教育指導課長から、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条
例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。

恐れ入りますが、第36号議案参考資料①幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等
に関する条例の一部改正についてをごらんください。

1の改正理由でございます。令和2年4月1日施行の地方公務員法に基づく臨時的任
用について、23区統一の取り扱いについて協議が整いまして、勤務時間については、
常勤職員と同様とし、休暇の取り扱いについては、常勤職員の範囲内において定めると
し、職員が職業生活における一定の時期に心身の活力を回復及び増進し、または自己研
鑽に努めることにより、公務能率の向上に資するため、満43歳と満53歳に付与され
るリフレッシュ休暇については対象としないとされました。

また、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律及び地方公務員の
育児休業等に関する法律に基づく臨時的任用のうち、常時勤務を要するものについても
地方公務員法に基づく臨時的に任用と同様の扱いとするとされました。

これらに対応するため、本条例案を上程するものでございます。

次に、2の改正内容でございます。臨時的に任用される職員の特別休暇について、リ
フレッシュ休暇を承認の対象としない旨の改正を行います。また、臨時的に任用職員が
引き続き任用された場合や、任用期間を更新された場合に、年次有給休暇を引き継ぐ旨

の改正については、本条例案議決後に、幼稚園教育職員の勤務時間等に関する規則改正を提案させていただく予定でございます。

最後に、3の施行期日でございます。令和2年4月1日といたします。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正に係る意見聴取の説明は以上でございます。

続きまして、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明をいたします。

こちらは、恐れ入りますが第36号議案参考資料の②をごらんいただけますでしょうか。こちら幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正についての参考資料でございます。

1の改正理由でございます。(1)といたしまして、令和元年12月14日の成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の一部施行により、成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に排除する規定と、いわゆる欠格条項を設けている各制度について、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、制度ごとに必要な能力の有無を判断する個別審査規定へと適正化されます。このうち、地方公務員法につきましては、現行制度において採用時に試験や面接等により適格性を判断し、その後、心身の故障等により職務を行うことが難しい場合においても、病気休職、分限などの規定が既に整備されておりますため、欠格条項が単純削除されることとなります。

(2)についてでございます。令和2年4月1日施行の地方公務員法に基づく臨時的任用について、こちらも23区統一の取り扱いについて協議が整いまして、給与については常勤職員と同様とするとし、昇給の取り扱いについては、これを実施しないこととされました。また、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律及び地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく臨時的任用職員のうち常時勤務を要するものにつきましても、地方公務員法に基づく臨時的任用と同様の扱いとするとされました。これらに対応するため、本条例案を上程するものでございます。

次に、2の改正内容でございます。(1)といたしまして、現行の規定には成年被後見人または被保佐人に該当し地方公務員法の規定により失職した場合の期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規定がございますが、本規定を削除するというものでございます。また、(2)といたしまして、臨時的に任用される職員には、昇給に関する規定を適用しない旨を定めます。

なお、臨時的に任用職員が病気休暇を承認され、勤務しないときの給与減額を行わないこととする改正につきましては、本条例案議決後に幼稚園教職員の給与に関する規則改正を提案させていただく予定でございます。

最後に、3の施行期日でございます。2の(1)に関するものにつきましては、法の施行にあわせまして令和元年12月14日といたします。また、(2)に関するものにつきましては令和2年4月1日といたします。

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正に係る意見聴取の説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

学校支援課
長

教育長

清正教育長

学校支援課長

学校支援課
長

それでは、私から、まず東京都北区行政手続における特定個人を識別するための番号利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明をいたします。

議案書15ページをごらんください。

こちらの条例改正の趣旨としましては、生活保護法に準じて行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の決定につきまして、個人情報による情報照会を行えるようにするために条例を改正するものです。

議案書20ページをごらんください。

説明のところです。個人番号の利用に係る事務及び利用等を行う特定個人情報の追加を行うため、この条例案を提出するものでございます。

21ページ、新旧対照表をごらんください。

改正内容ですけれども、まず別表第1のところでは、12の項のところを13に繰り下げまして、12のところにお示しの内容をつけ加えるものです。

続きまして22ページ、別表第2、1の項ですけれども、こちら特定個人情報の最後のところに、以下「障害者自立支援給付関係情報」をつけ加えるものです。

さらに、23ページ、別表第2の11の項の同じ特定個人情報のところでも、中段あたりに、以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」をつけ加えます。

また、同じく別表第2、17の後に18のお示しの内容をつけ加えるものです。

さらに、24ページにお進みいただきまして、別表第3、ここが教育委員会に関係するところですが、こちらの表で別表第3の1、2とあったものを2、3にずらして、1については学校保健安全法、昭和33年法律第56号というのを削除しまして、1の項を新たにつけ加えます。つけ加えるものとしましては、情報照会は区長、事務については厚生省通知に基づき行政措置として日本国民に対する生活保護にて準じた取り扱いによって実施されている外国人の保護に関する事務であって規則で定めるもの。情報提供機関が教育委員会、特定個人情報が学校保健安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であって教育委員会の規則で定めるものとなっております。

改正となる箇所は以上になります。

恐れ入りますが、19ページにお戻りいただいて、19ページの最後から20ページにかけてが付則です。この条例につきましては、令和2年4月1日から施行をさせていただきたいと思っております。

こちらの条例に関する説明は以上になります。

続きまして、27ページにお進みいただきまして、東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。

本条例、東京都の基準に準拠することになっており、都条例の改正に伴いまして改正を行うものとなります。

議案書の30ページ説明欄をごらんください。学校医等の公務災害補償に係る介護補償の限度額を改定するほか、規定の整備を行うため、この条例案を提出いたします。

改定の内容ですが、31ページの新旧対照表をごらんください。

まず、第12条、第1項、第2号中のところですが、同条第7項に規定する生活介護（次号において）というところが、生活介護（同号において）というふうに改正をいたします。

次に、32ページにお進みいただいて、同じ第12条、第2項、第1号中、傍線のところですが、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（次号に）というところを（同号に）と改正いたします。また、その後、その額が10万5,290円を超えるときは、10万5,290円というところを、その額が16万5,150円を超えるときは16万5,150円と改正いたします。

同じく第2号、最後のところですが、介護に要する費用として支出された額が5万7,190円以下であるときに限る、5万7,190円のところを7万790円以下であるときに限る7万790円と改正いたします。

また、第3号、これも中段のところ傍線の部分ですが、下のところ次号というところを同号に変える。また、額のところを5万2,650円というのを8万2,580円と改正いたします。

第4号につきましても、最後、額のところ2万8,600円を3万5,400円と改正いたします。

また、別表備考欄ですが、最後のところ専門学校を卒業したの後に、同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含むをつけ加えます。

こちらの条例についての改正となる箇所は以上です。

29ページにお戻りください。

付則でございます。この条例につきましては、公布の日から施行させていただきます。経過措置につきましては、お示しのとおりでございます。

こちらの条例についての説明は以上になります。

続きまして、東京都北区立幼稚園条例の一部を改正する条例について、説明をいたします。

議案の35ページをごらんください。

本条例は、国が進めてまいりました幼児教育・保育無償化の政策に基づき、子ども・子育て支援法の改正を受けまして、この後説明する、こども園条例、保育料等徴収条例とあわせまして、保育料の無償化をするために改正を行うものです。

議案書38ページの説明欄をごらんください。

子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）の一部改正に伴い、区立幼稚園の保育料を無料とするほか、規定の整備を行うため、この条例案を提出いたします。

改定の内容です。39ページをごらんください。

まず、第2条、別表第1というのを別表というふうに改正します。

次に、第3条、保育料は別表第2のとおりとするところを保育料は無料とするというふうに改正します。

さらに、第4条、第5条を削除し、第6条を第4条として、必要な事項は、委員会規則で定めるところを東京都北区教育委員会規則で定めるところというふうに改正します。

また、別表第1を別表にして、別表第2は削除とします。

こちらの条例に関する改正となる箇所は以上です。

37ページにお戻りください。

付則でございます。この条例は、令和元年10月1日から施行いたします。経過措置についてはお示しのとおりとなります。

続きまして、東京都北区立認定こども園条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

議案書46ページ説明欄をごらんください。

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）及び子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）の一部改正に伴い、区立認定こども園の保育料を無料とするほか、規定の整備を行うため、この条例案を提出いたします。

48ページの新旧対照表をごらんください。

改正内容ですが、まず第3条、次の各号に掲げる子どもの区分に応じてという子どもの部分を、教育・保育給付認定子ども（子ども・子育て支援法平成24年法律第65号）第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいうと改正いたします。

さらに第1号、子ども・子育て支援法平成24年法律第65号第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども（以下「1号認定子ども」）というところを子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第1項第1号に規定する教育認定子ども（以下「教育認定子ども」）というふうに改正いたします。

同様に第2号につきましては、子ども・子育て支援法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子どものところを子ども・子育て支援法施行令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもというふうに変更します。

次に、第7条見出しの部分も含めまして、1号認定子どもというところを教育認定子どもに変更いたします。

また、第9条本文中、1号延長保育を延長保育に。また、見出しも含めまして、1号認定子どもというところを教育認定子どもに変更いたします。

同様に第9条第2項のところ、1号延長保育のところを延長保育に変更し、第3号のところは、1号延長保育の保育料の額というところを延長保育の保育料（以下「延長保育料」という）というふうに変更いたします。

第3項第2号につきまして、1号延長保育の保育料についてはというところを延長保育についてはに直し、区市町民税の非課税世帯（区市町村民税所得割非課税世帯を含む）のところを区市町民税（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む）をいう。以下この号において同じ）が非課税の世帯または区市町村民税のうち均等割（地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいう）のみの課税世帯に直します。

最後に、第10条、1号延長保育の保育料のところを延長保育に直します。
改正となる箇所は以上になります。

46ページにお戻りください。こちらのほうも付則の部分、施行期日は、令和元年10月1日からいたします。経過措置につきましては、お示しのとおりになります。
私からの説明は以上です。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

保育課長 教育長

清正教育長 保育課長

保育課長 では、私から、東京都北区保育料等徴収条例の一部を改正する条例について、ご説明をさせていただきます。

議案書61ページの説明欄をごらんください。

子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、保育所などに通う3歳児以上の子どもなどに係る保育料を無償とするほか、多子世帯に係る保育料の負担軽減規定を加えるとともに、規定の整備を行うため、この条例案を提出させていただくものでございます。

次のページ以降が新旧対照表となっておりますが、まず、68ページ、69ページ、これごらんいただけますでしょうか。

見開きでごらんいただきますと、69ページのものが改正後の表となっておりますが、3歳以上児の保育料が0円となります。同様に72、73ページにも同様の表がございますが、こちらにつきましても同様の取り扱いとしてございます。

60ページにお戻りいただけますでしょうか。

施行期日でございますが、国等で進めている無償化の実施とあわせまして、令和元年10月1日からの施行ということでございます。経過措置、お示しのとおりでございます。

なお、今回の条例改正では、国の取り組みを受けた無償化とは別の対応もございません。その点、参考資料等でご説明させていただきます。

36号議案参考資料③と書いてある資料をごらんいただけますでしょうか。

今回の条例の改正の趣旨なのですが、改正の概要についてということで(1)(2)(3)の3点挙げさせていただいてございます。

(1)につきましては、幼児教育・保育の無償化の対応についてでございます。新旧対照表を用いた説明では、二つの表を取り上げて説明させていただきました。別表第1は、標準時間での保育料。別表第2は、短時間での保育料となっております。いずれも3歳児以上が保育料0円となるといったような改正を行います。令和元年9月時点では、3歳児から5歳児の保育料収入の月額が5,200万円ほど、半年のトータルでは単純にその6倍、対象の人数はお示しのとおりでございます。

(2)でございます。東京都の補助制度を活用した多子世帯負担軽減策でございます。10月からの幼児教育・保育の無償化の対象外となります0、2歳児を対象とするものでございます。保育園の保育料につきましては、現行では第2子の保育料というのは、第1子のおおむね半額、第3子につきましては無償としてございますが、その第1

子、第2子、第3子のカウントに当たっては、国の定めによりこの一部を除きまして、その世帯において、保育所や幼稚園等の施設に在籍している小学生未満の人数としてご紹介します。裏面にイメージ図をつけておりますが、それをごらんいただけますでしょうか。

今回の取り組みは、カウントに当たり、要件を満たす小学生未満の人数としていたところを、小学生以上の人数についても含める形としたということでご紹介します。現行ですと、小学生以上のお子さんがいっても、保育園に通っている方、その方が第1子の扱いとなって、保育料が全額、その次の子がいる場合は半額といったような形になってご紹介しますが、この軽減策実施後につきましては、これまでカウントの対象とならなかった小学生以上の人数も含めてカウントするといったような形になります。

例えば、国のカウントでは、第1子であった児童が、今回の軽減策により、第3子になった場合、その保育料の収入の減額分を東京都が補助するといった取り組みがされます。なお、年収360万円未満の世帯につきましては、国が進めてまいりました幼児教育・保育の段階的無償化の取り組みの中で、既に多子軽減に係る年齢制限が撤廃されております。条例の中では、現行では、負担額算定子どもという言い方をしてございましたが、今回、お子様全てをカウントするということになりますので、特定被看護者等といったような文言への修正を行ってご紹介します。

資料表面にお戻りください。

この補助の対象・要件でご紹介します。東京都の補助は私立園に通園する児童を対象としているため、公立園に通園する児童への補助については、区負担により行う必要が生じます。また、現行の区の保育料につきましては、第2子は、第1子の保育料の半額となっておりますが、階層によっては半額となっていない場合もございますので、階層ごとに個別の割合を設定している表を削除いたしまして、一律に100分の50を乗じた額と、そういったような規定を条文の中で設けております。

次に、ウでご紹介します。計画等をお示ししてご紹介します。

次のページをごらんいただけますでしょうか。

現在、規定する保育料が適用される施設を利用される0歳、2歳の方は現在3,812名の方がいらっしゃいます。そのうち、現在、第1子としてカウントされるお子様のうち、262名が第2子の扱いになる。そして、75名の方については第3子の扱いとなるということでご紹介します。第2子の方になりますと、いわゆる保育料が半額に、第3子の扱いになると保育料が無償になるといったようなことでご紹介します。

また、全体の金額についてでございますが、東京都からの補助は増額となるものの、保育料収入自体は減額となってしまうことから、毎月約480万円の区の負担が発生すると、そのようなことでご紹介します。

最後に(3)でご紹介します。条例の中で行っている主な文言の修正でございますが、6月27日の開催の第5回の臨時会で追加議案とさせていただいた区長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則改正というのをご審議いただいた際に、ご説明させていただいたとおり、これまで支給認定とされていた事務の名称が、このたびの幼児教育・保育の無償化の実施に伴いまして、教育・保育給付認定といった言い方になってご紹介します。このように文言を改められたことなどの整理をしてご紹介します。

保育料徴収条例につきましては以上です。

次に、北区立家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。

85ページの説明欄をごらんください。

この条例の根拠となる省令、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴いまして、規定の整備を行うため、この条例案を提出させていただくものでございます。次のページをごらんいただけますでしょうか。

新旧対照表がございます。ここが最も大きな改正の内容でございますが、付則の第2条の後ろから2行目にあります、5年の期間を10年に変更しております。これは何かと申しますと、家庭的保育事業者が確保すべきとされている連携施設の確保のための経過措置について、現行で5年と定めている期間を10年に延伸するものでございます。

補足させていただきますと、家庭的保育事業者とは、北区内で申しますと現在21施設ございまして、小規模保育事業が19施設、事業所内保育事業が2施設、計21施設ございまして、いずれも2歳までのお子様の保育を行うと、そういった施設でございます。それぞれの施設につきまして、3歳以上の児童に対して、必要な教育保育を継続的に提供するという観点から、2歳の子が施設を卒園した後に3歳から受け入れてもらえる後続の施設、これを連携施設と呼んでいるわけですが、それを平成27年度から5年以内に確保するといった取り扱いになってございましたが、全国的にも約半分の連携施設の確保が進んでいない状況を鑑みまして、その経過措置を延伸するといったようなことでございます。

北区でも、待機児童の解消を進めるため、小規模保育事業所の誘致に取り組んでまいりました。ただ、北区では、待機児童が0、2歳児に集中していることなどを踏まえまして、連携施設の確保進んでいなかったといったような状況がございます。

しかし、最近、小規模事業所を卒園される方の保護者方から、3歳の進級先について、不安の声が寄せられていることから、今後、先行他自治体の取り組み等を参考に北区においても研究をしてまいりたいと考えてございます。

また、今回の改正の中で、特定保育所型事業所内保育事業者といった施設については、連携施設の確保をしないことができますが、これは事業所内保育事業所のうち、3歳以上の保育を行う施設、これを指すものでございまして、今回の省令改正の中でこのような施設においては、連携施設の確保は必要ないとされたことから、それを反映した改正となっております。

85ページにお戻りいただけますでしょうか。

付則でございまして、この条例は、公布の日から施行する取り扱いでございます。

以上、ご説明させていただきました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

子どもわく
わく課長

教育長

教育長

子どもわくわく課長

子どもわく
わく課長

それでは、私からは、児童館の指定管理者の指定議案について、ご説明をさせていただきます。議案として2件、3施設ございますが、いずれも継続指定の案件となっております。

それでは、最初に議案91ページの左の説明欄をごらんください。

東京都北区立滝野川東児童館等の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づきまして、本案を提出させていただくものでございます。

中ほどの記書きでございます。施設の名称でございますが、本議案では2施設でございまして、1施設目が東京都北区立滝野川東児童館、もう1施設が東京都北区立豊島東児童館でございます。指定管理者の名称は、東京都千代田区神田猿楽町二丁目2番3号、株式会社日本デイケアセンター、指定の期間は令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間でございまして、滝野川東児童館は4期目、豊島東児童館は3期目の指定でございます。

それでは、36号議案参考資料の④東京都北区立滝野川東児童館等の指定管理者の指定についてをごらんください。

1番の指定管理者を指定する施設でございます。滝野川東児童館と豊島東児童館でございますが、それぞれお示ししてございます学童クラブを含めまして、指定管理者を指定するものでございます。

2番の継続して指定管理者となる法人でございますが、先ほどお示しさせていただきました法人でございまして、(4)には、運営している施設の概要をお示ししてございます。

3番の管理代行の概要でございますが、(1)から(3)は、お示しのとおりとなっております。(4)の職員体制です。最初に、滝野川東児童館につきましては、館長が1名、常勤が7名、非常勤5名の計13名となっております。また、豊島東児童館でございますが、館長1名、常勤が10名、非常勤8名の19名でございます。

次の4番、指定管理者となる法人からの提案内容でございますが、最初に、(1)滝野川東児童館のうち、①と②については、お示しのとおりでございます。③の現在及び次期の運営についてでございますが、特に時期の運営についての部分につきまして、ご説明させていただきます。

まず、丸の一つ目でございますが、現在でも乳幼児活動では、年齢・月齢に応じたきめ細やかなプログラム活動を提供するとともに、各種相談事業を行いまして、保護者の抱える悩みの解決や、問題の早期発見に取り組んでおりますが、次期の運営におきましても「ベビーヨガ」「ママカフェ」等の新規事業の提案がございました。

また、丸の三つ目でございますが、中高生について、行事の企画や運営に関わりを持たせることにより、来館する機会、楽しみを持たせる提案や、中高生向けのスポーツとしてのバスケットやバトミントンのクラブを企画し、活動内容の充実を図る提案がされてございます。

④の運営計画につきましては、お示しのとおりとなっております。

続きまして、(2)豊島東児童館のうち、①と②につきましてはお示しのとおりとなっております。

③の現在及び次期の運営についてでございます。次期の運営の部分をごらんください。

丸の一つ目でございますが、現在も乳幼児活動では、クラブの実施を通じての親子交流、また、子育て中の母親がリフレッシュできる事業に取り組んではございますが、次期に向けまして「親子ヨガ」や「キッズフラダンス」等の新規事業の提案がございました。

また、丸の三つ目でございますが、中高生について、現在も中高生クッキング等のイベントを実施いたしまして、居心地のよい居場所づくりを目指した運営、こちらを行ってございますが、次期におきまして、新たにスポーツ大会の実施の提案がされているところでございます。

④の運営計画につきましては、お示しのとおりとなっております。

次に、5番の選定経過及び今後の予定でございます。初めに選定の経過でございます。平成30年10月に選定委員会を設置いたしまして、平成31年1月に公募による募集を行わず、現指定管理者が次期2年間の指定管理者として妥当かどうか審査する妥当性審査を進めることをご決定いただきました。4月以降、財務分析の結果の報告、書類審査、現地視察審査及びプレゼンテーション審査を行いまして、審査結果を集計いたしましたところ現在の法人を引き続き、指定管理者候補者とすることが妥当であるとの結論となり、6月に答申をいただいたところでございます。

なお、今後の予定でございますが、議会の議決をいただきましたらば、来年3月に協定を締結いたしまして、4月から4期目の指定管理者による管理代行を開始させていただきたいと考えてございます。この後の議案につきましても、同様のスケジュールを予定してございます。

次に、6番の審査結果でございます。(1)の滝野川東児童館につきましては、2,000点中1,367.5点、(2)の豊島東児童館につきましては、2,000点中1,355点と書類審査の得点率は7割を少し下回りましたが、実際の現場を見ていただき、プレゼンテーション審査の中で活動内容などにつきまして、審議を行った上で審査の得点につきましては、7割を超えているところでございます。なお、審査における評価項目と背景につきましては、お示しのとおりとなっております。

7番の選定理由でございます。3行目のその結界以降でございますが、管理代行を任せる力量を保持していると認められ、財務分析においても、次期運営に支障は認められないことを確認できたことで、引き続き指定管理者候補者とすることが妥当であるとされたものでございます。

議案参考資料④についてのご説明は以上でございます。

議案の方にお戻りいただきまして、95ページをごらんください。

95ページでございます。95ページ左側の説明欄でございますが、東京都北区立袋児童館の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づきまして、本案を提出させていただくものでございます。中ほどの記書きをごらんください。

施設の名称でございますが、東京都北区立袋児童館、指定管理者の名称は愛知県名古屋市中区葵三丁目15番31号、株式会社日本保育サービス、指定の期間は令和2年4

月1日から令和4年3月31日までの2年間でございまして、4期目の指定となっております。

第36号議案参考資料⑤東京都北区立袋児童館の指定管理者の指定についてをごらんください。こちらにつきましても継続した案件です。

まず、1番の指定管理者を指定する施設でございまして、袋児童館でございまして、先ほど同様、管轄する学童クラブを含めまして、指定させていただくものでございまして。

2番の継続して指定管理者となる法人でございまして、先ほどお示しさせていただきました法人でございまして。(4)に運営している施設の概要をお示ししておりますが、北区におきましても、わくわく袋ひろばを初め、6カ所のわくわくひろばの業務委託及び2カ所の学童クラブの業務委託実績がございまして。

3番の管理代行の概要でございまして、(1)から(3)は、お示しのとおりとなっております。(4)の職員配置でございまして。館長1名、常勤が9名、非常勤が8名の計18名となっております。

次の4番、指定管理者となる法人からの提案内容のうち、(1)及び(2)につきましては、お示しのとおりとなっております。

(3)の現在及び次期の運営についてのうち、特に次期の運営の部分でございまして。

丸の一つ目でございまして、乳幼児に特化した環境づくりとして、親子バスハイク等の新たなイベントも取り入れることによりまして、乳幼児対象事業の充実を図り、子育て家庭のニーズに対応するという提案。

また、丸の三つ目では、中高生について、現在もボランティアとして、中高生が乳幼児の自宅にプレゼントを届ける事業を実施してございまして、次期の運営におきましても、中高生がより一層ボランティア活動や館の運営、行事に携わることのできる環境づくりを行う提案が行われてございまして。

(4)の運営計画につきましては、お示しのとおりとなっております。

次に、5番の選定経過及び今後の予定につきましては、先ほどの36号議案参考資料④でお示ししました内容と同じでございまして、説明は省略をさせていただきます。

6番の審査結果でございまして、2,000点中1,430点と7割を超える得点率でございました。なお、審査におけます評価項目と背景につきましては、お示しのとおりとなっております。

7番の選定理由でございまして。3行目のその結果以降でございまして、管理代行を任せる力量を保持していると認められ、財務分析においても、次期運営に支障はないことを確認できたことで、引き続き指定管理者候補者とすることが妥当であるとされたものでございまして。

議案参考資料⑤についてのご説明は以上でございまして。

以上、児童館の指定管理者の指定につきまして、一括してご説明申し上げました。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

保育課長

教育長

清正教育長

保育課長

保育課長

続きまして、私から北区立桜田保育園の指定管理者の指定についての説明をさせていただきます。

97ページからが桜田保育園の指定管理者の議案になってございます。1枚おめくりいただけますでしょうか。まず、説明欄でございます。

東京都北区立桜田保育園の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、本案を令和元年第3回北区議会定例会に提出いただくものでございます。

中ほどの記書きでございます。施設の名称は、東京都北区立桜田保育園、指定管理者の名称は、北区王子六丁目4-10、社会福祉法人豊川保育園でございまして、指定の期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間となっております。同法人は、平成22年度から当施設の指定管理者となっていることから、今期が3期目の指定ということになります。

続けて、付則説明に移ります。参考資料をごらんいただけますでしょうか。36号議案の⑥と書いてある資料になります。

保育園につきましては、施設利用者の処遇の安定性や継続性が重要となる施設でございまして、区のガイドラインに基づきまして非公募の妥当性審査を行ったものでございます。

項目1に、施設の概要、管理の代行の概要については、説明を割愛させていただきます。

項目3の管理代行の概要につきましても、お示しのとおりでございまして、児童定員数105名ということでございます。

次に、2ページでございます。指定管理者となる法人からの提案の内容のうち、(2)の現在の運営についてでございます。この現在の運営についての記述につきましては、指定管理者選定委員会の中で、評価すべき特徴的な3点ということで挙げられたものでございます。

一つは、子どもの処遇についてでございます。物的な環境の樹立、子どもの主体性・創造性を育む保育活動などといった点が挙げられます。

二つ目は、法人として地域に根差し、活動を展開していることが、職員の育成確保や保護者の信頼につながっているといった点。

三つ目でございますが、施設の修繕、改修に積極的に取り組んでいるといった特徴がございました。

続いて、次期の運営についてでございます。

子どもたちの保育園生活の充実、安心・安全の取り組み、地域活動・地域子育て支援の充実、保護者意見、要望を改善につなげていくといった視点、職員がいきいきと働き続けられる保育園を目指すといったようなことが挙げられてございます。

次に、3ページでございます。

項目5で、選定経過及び今後の予定でございまして、先ほど説明があった児童館と同じ選定委員会において、審査を行っておりますので、説明は省略させていただきます。

次に、6の審査結果でございますが、2,000点中、1,625点、得点率は81.3%となっております。最後の選定理由も児童館と同様でございますので、こちらも説明は省略させていただきます。

以上ご説明させていただきました。ご審議賜りますようお願いいたします。

清正教育長

説明ありがとうございました。

それでは、初めに、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・異議なし)

清正教育長

ありがとうございます。次に、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・異議なし)

清正教育長

ありがとうございます。次に、東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・異議なし)

清正教育長

ありがとうございます。次に、東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・異議なし)

清正教育長

ありがとうございます。東京都北区立幼稚園条例の一部を改正する条例について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・異議なし)

清正教育長

ありがとうございます。次に、東京都北区立認定こども園条例の一部を改正する条例について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・異議なし)

清正教育長

ありがとうございます。次に、東京都北区保育料等徴収条例の一部を改正する条例について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

檜垣委員 教育長

清正教育長 檜垣委員

檜垣委員 ご説明ありがとうございました。東京都北区保育料等徴収条例の一部を改正する条例なのですけれども、今回は国が進める幼児教育の無償化に対応するというので、10月1日から3歳以上の保育料を無償化するというので、大変結構な施策ではないかと思っております。それで、この申請の事務手続の仕方なのですけれども、これは対象となる4,339人が個人ごとに教育委員会に申請の手続をするということなのでしょうか。ご説明をお願いいたします。

清正教育長 子ども未来課長

子ども未来課長 今回、保育料につきましては、基本的に保育園に入りたいといった申し込みの書類の中で、その世帯の収入とか、そういったものを見た上で、北区から保育料を通知するというやり方をしております。ですので、今回、保育園の保育料の無償化に当たって、何か申請をいただくということは必要なく、基本的には、3歳以上のお子さんであれば、どなたでも0円という通知が行くといったような形になります。

檜垣委員 そうすると、例えば、私立幼稚園とか保育園で、保育料を支払っていますよね。その支払いがなくなると解釈してよろしいのですか。

清正教育長 子ども未来課長

子ども未来課長 私立幼稚園とか、施設によって異なるのですね。子ども・子育て支援制度というものが平成27年にできたのですけれども、認可保育園とか、あと、北区の幼稚園もそうなのですけれども、そういったものは新制度に移行しています。そういった施設につきましては、基本的に保育料というのは北区で決めて、それが0円になるというのが今回の取り扱いなのです。ところが、新制度に移行していない施設につきましては、保育料というのは、例えば、月額2万5,000円なら、2万5,000円払っていただいて、そのうちその世帯の収入に応じて、2万5,000円全額がただになる方もいれば、2万円しか補助金が支払われない方もいて、それについては今後も変わらないのです。ただ、2万5,000円の保育料を幼稚園に納めている方が、基本的にはその世帯の収入に関係なく、一律2万5,000円キャッシュバックを受けられるという形になります。

檜垣委員 そうしますと、各幼稚園、保育園からの通知に応じるという個々の形になるのですね。個々の保護者に対しての通知というのは。

清正教育長 保育園と幼稚園分けて説明をしてください。

子ども未来課長 幼稚園は、担当課長から説明させていただきまして、保育園については、基本的に今まで納めていた保育料が0円になりますという通知がいて、それでおしまいになります。

子ども環境
応援担当課
長 教育長

清正教育長 子ども環境応援担当課長

子ども環境
応援担当課
長 幼稚園について、ご説明します。まず、幼稚園につきましては、公立、私立とございますが、新制度に移行したというような幼稚園につきましては、区のほうで保育料を決定して0円の通知を保育園と同様お送りします。また、新制度に移行していない従来型の幼稚園という園も北区では21園ほどありますが、こちらの園につきましては、今回の幼児教育・保育の無償化に伴いまして、今後、要綱等の改正を行う予定で、次回教育委員会定例会で概要についてはご説明を申し上げますけども、基本的には、各保護者の方に通知をさせていただきまして、まず各幼稚園と保護者のほうでお支払いをしてもらっている保育料に対して、北区の保育料の補助という形で年度末等に精算をするというような方式をとっているという形です。

檜垣委員 ありがとうございます。新しい制度ですので、理解が進まない点もあると思いますが、十分周知していただくようお願い申し上げます。

清正教育長 それでは、次に、東京都北区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の部を改正する条例について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・異議なし)

清正教育長 それでは、次に、東京都北区立滝野川東児童館等の指定管理者の指定について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

檜垣委員 ご説明ありがとうございます。36号議案の参考資料④の5ページ目なのですがけれども、毎回評価項目は変わっていないと思うのですがけれども、昨今の自然環境の変化ですとか、あと、それから延長7時までの保育というものをやっていらっしゃると思うのですね。そうするとやはり、書類審査あるいはプレゼン等現地審査でもありますけれども、家庭、地域との連携、それから安全管理、衛生管理、環境管理というものがございます。例えば、プレゼンテーションのところというところだと1,000点のうち、家庭、地域との連携が50点、それから安全管理、衛生管理、環境管理が50点となっております。それに比較いたしまして、団体の理念、熱意ですとかが200点、それから次期指

定管理の管理運営が250点と、こちらはかなり大きい点数の割合を占めていると思うのですが、現実問題として、小さい小学生の保育者への引き渡しですとか、そういう安全管理、こういった点が、非常に保護者も、それから地域の皆さんも心配しているところでもありますので、嚴重にご審査等お願いしたいと思いますし、また、今後の審査委員会等におきましても、この配点が今後、家庭、地域との連携、それから、現実的な安全管理、衛生管理、環境管理の配点が大きく、やはりこの辺を重要視していただければありがたいなというふうに思います。

以上です。

清正教育長 ほかに、ご意見ございますでしょうか。

(質疑・異議なし)

清正教育長 それでは、次に、東京都北区立袋児童館の指定管理者の指定について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・異議なし)

清正教育長 それでは、次に、東京都北区立桜田保育園の指定管理者の指定について、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・異議なし)

清正教育長 それでは、8件の条例及び3件の議案に対しまして、特に反対意見はないようですので、本件については意見なしとすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長 ご異議ないと認め、本件は異議なしとすることに決定させていただきます。

次に、報告事項に移ります。日程第3、報告第59号「通学路標識の物損事故に関する和解について」事務局から説明をお願いいたします。

学校支援課長 教育長

清正教育長 学校支援課長

学校支援課長 それでは、私から報告第59号「通学路標識の物損事故に関する和解について」ご説明いたします。

報告書を1枚おめくりください。

専決処分年月日は令和元年7月22日、決定額は11万160円、相手方は新宿区西新宿二丁目8番1号、東京都交通局となります。事故の概要ですが、昨年(2019年)の11月2日、豊島七丁目25番6号において、都営バスが運転を誤って通学路の標識のポールを破損させたものでございます。こちらについては、交通局のほうで標識の修繕を行い、業者への支払い等についても交通局のほうで対応しているところでございます。

報告は以上です。

清正教育長 説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 ありがとうございます。本件に関する報告は終了いたします。
次に、日程第4、報告第60号「王子北保育園の漏水事故に関する和解について」事務局から説明をお願いします。

保育課長 教育長

清正教育長 保育課長

保育課長 すみません、私からは、王子北保育園の漏水事故に関する和解についてご報告させていただきます。参考資料をごらんいただけますでしょうか。

事故の概要でございます。北区立王子北保育園は、都営王子三丁目アパート7号棟の1階部分にある保育園でございます。階上には都営住宅が併設されております。また、平成18年度より指定管理者制度を導入しているところでございます。平成30年の6月から11月にかけて、計4回、2階の床下、保育園にとっては天井部分となりますが、そこから配管の経年劣化による漏水により、保育園の遊戯室や廊下の床や壁など一部が損傷したため、相手方である東京都住宅供給公社が費用を全額負担し、修繕を行ったものでございます。令和元年7月8日に和解が成立してございます。相手方の詳細につきましては、項目2のとおりでございます。損害の概要でございますが、180万9,972円でございます。床材となっておりますコルクタイルの張りかえや、クロス壁の張りかえを行っていただいております。

なお、6月に発生した被害時には、それほど影響というのはいささか大きかったです。清掃等を保育園職員や住宅供給公社の委託業者が行いつつ、原因究明に当たってございましたが、10月7日には、かなり多量の漏水がございまして大規模な修繕の必要が生じたといったことでございます。10月20日に、漏水が発生した際の点検で、原因が判明したところでございます。その後、11月24日も被害が生じてしまったというところでございますが、今回事故の原因となった範囲につきましては、東京都住宅供給公社によりまして、12月までに全面的な改修が行われておりますと、漏れた箇所だけでなく、管全部を取りかえていただいたので、今後は、大丈夫とっております。

最後に、項目4の今後の予定でございますが、本件の専決処分については、区議会第3回定例会で報告を行います。この報告60号という議案がその資料になりますが、1枚おめくりいただけますでしょうか。表紙1枚おめくりいただきまして、基本的には、こちらの資料で区議会の報告を行うといったような取り扱いにしておりますが、事故の概要につきまして、本日、席上配付させていただいた事故の概要のところ壁等が汚損したというふうに書いてございますが、壁よりも床のほうが被害が甚大だったので、議会には床というふうに直して、資料を出したいと思っております。

私からの説明は以上です。

清正教育長 説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長 ありがとうございます。本件に関する報告は終了いたします。
次に、日程第5、報告第61号「後納郵便利用料金（平成31年4月分）支払期限超過に伴う遅延に関する和解について」事務局から説明をお願いします。

子ども未来部参事 教育長

清正教育長 子ども未来部参事

子ども未来部参事 それでは、報告第61号のご説明をいたします。
別紙で参考資料をお示ししておりますので、そちらのほうでよろしく願いいたします。

事案の概要でございます。後納郵便利用料金31年4月分につきまして、5月31日を支払期限としておりましたが、未処理のまま超過してしまいまして、6月13日に気づき、処理をいたしましたが、期限超過により遅延利息が発生してしまったものでございます。

2の概要で、相手方は日本郵便株式会社で、請求額が7万932円でございます。経緯はお示しのとおりでございます。

4の延利息の額は450円で、年利14.4%を日割計算したものでございます。

5番の今後の対応でございます。区議会第3回定例会でご報告をいたします。これは重大な事務処理ミスとして受けとめてございまして、4月分請求書が、実は担当職員の机のビニルシートに挟み込まれていまして、それが放置されていたままでございました。その担当職員が、その間、病欠を取っていたという事情がありまして、そのため再発防止ということで、請求書を所定のフォルダーに格納するということを徹底いたします。そして、速やかな処理、毎月20日の確認と報告をすることといたします。まことに申しわけございませんでした。

清正教育長	<p>本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
清正教育長	<p>本件に関する報告は終了させていただきます。</p> <p>次に、日程第6、報告第62号「後援・共催事業に関する報告について」事務局から説明をお願いします。</p>
教育政策課長	<p>教育長</p>
清正教育長	<p>教育政策課長</p>
教育政策課長	<p>それでは、報告第62号でございます。1枚おめくりをお願いいたします。</p> <p>1の名義使用承認報告、今回7件ございます。事業名と主催者名のみ読み上げをさせていただきます。</p> <p>1件目でございます。「令和元年度北区赤羽少年野球第51回秋季大会」北区赤羽少年野球連盟会長でございます。</p> <p>2件目、「第32回おとなのためのおはなし会」北区おはなしの会代表でございます。2ページでございます。</p> <p>3件目、「北区花火会2019」北区花火会2019実行委員会委員長。</p> <p>4件目、「北区オレンジリボン&MAMACOフェスタ」一般社団法人ANDMAMACO代表理事でございます。</p> <p>5件目、「王子狐の夕すず美2019」王子狐のミュージカルの会代表です。</p> <p>6件目、「独立行政法人国立青少年教育振興機構『子どもゆめ基金』」お示しの事業です。王子シェアリングネイチャーの会運営委員長です。</p> <p>7件目、「令和2年度全国吟詠コンクール北区予選大会」北区吟剣詩舞道連盟理事長でございます。</p> <p>4ページ目から事業実績報告といたしまして、4件お示しをさせていただきました。以上報告とさせていただきます。</p>
清正教育長	<p>説明ありがとうございました。本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
清正教育長	<p>ありがとうございます。本件に関する報告は終了させていただきます。</p> <p>以上で、本日の日程全てを終了いたしました。これを持ちまして、令和元年第7回教育委員会臨時会を閉会いたします。</p>

